## 聖籠町議会告示第3号

聖籠町議会町民との意見交換会実施要綱を次のように定める。

平成31年3月27日

聖籠町議会議長 田村 冨美男

聖籠町議会町民との意見交換会実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、聖籠町議会基本条例(平成31年聖籠町条例第10号)第6条第3項の規定に基づき、住民主権を基礎とした議事機関として議会の活動に関する情報の公開を徹底するとともに、町民に対し説明する責務を果たすことを目的として、町民との意見交換会の場(以下「意見交換会」という。)について、必要事項を定めるものとする。

(開催)

- 第2条 意見交換会の主催は、議長若しくは常任委員会委員長又は特別委員会 委員長(以下「主催者」という。)とする。
- 2 意見交換会は、少なくとも年(1月1日~12月31日までの間)1回以上開催するものとする。
- 3 開催時期及び開催要領等は、議長が議会運営委員会に諮って決定する。
- 4 意見交換会の所要時間は、1会場につき、おおむね2時間とする。
- 5 意見交換会の開催の周知については、あらかじめ、聖籠町ホームページ、 聖籠町広報、聖籠町議会広報、聖籠町防災無線等により行う。

(実施要請)

- 第3条 聖籠町議会常任委員会及び特別委員会は、議長に対し意見交換会の実施を要請することができる。
- 2 本町の集落の自治会及び本町に在住、在勤する10人以上の者で構成する 団体又はグループ(以下「団体等」という。)は、議長に対し意見交換会の 実施を要請できる。
- 3 前2項の規定に基づき実施を要請しようとする常任委員会及び特別委員会 並びに団体等の代表者は実施要請書(様式第1号)を議長に提出しなければ ならない。
- 4 議長は、前項の規定による要請書の提出があったときは、議会運営委員会

に諮って実施の可否を決定し、実施決定(却下)通知書(様式第2号)により要請者に通知するものとする。

(内容)

- 第4条 意見交換会における内容は、次の各号に掲げる事項とする。
  - (1) 議会の活動状況(常任委員会及び特別委員会の活動状況含む。)の 報告
  - (2) 予算、決算、条例等の議決案件の審議及び審査内容とその結果に関 する報告
  - (3) 町民等からの意見、要望及び提言等の聴取
  - (4) その他町行政に関すること

(編成)

第5条 意見交換会の編成は、原則として全議員とする。ただし、議会運営委員会において、常任委員会及び議会運営委員会並びに特別委員会による実施を認めることができる。

(職務分担)

- 第6条 意見交換会の職務分担は、司会進行、説明及び記録とし、議会運営委員会においてその職務従事者を定める。
- 2 説明及び町民等からの意見、要望及び提言等に関する答弁は、司会進行を 行う議員が指定する議員が行う。
- 3 記録は要点筆記とし、その記録の末尾に、出席した最年長の議員は署名を行う。

(資料)

第7条 意見交換会の配布資料は、議会運営委員会で協議の上、作成するものとする。

(発言)

- 第8条 意見交換会における発言は簡潔明瞭を旨としなければならない。
- 2 発言は司会進行を行う議員の許可を受けてから行わなければならない。
- 3 主催者は、意見交換会の進行を妨害し、又は会場の秩序を乱す者に対し、 退場を命ずることができる。
- 4 主催者は、意見交換会の秩序を維持することが困難であると認めるときは、

これを閉会することができる。

(結果の報告)

- 第9条 意見交換会の結果については、意見交換会の終了後、司会進行を行う 議員が議長に文書をもって報告を行う。
- 2 意見交換会で町民等から出された町行政に関する要望及び提言等(以下「要望等」という。)は、全員協議会又は議会運営委員会でこれらを要望、提言すべき内容か決定の上、聖籠町長、聖籠町教育委員会、聖籠町選挙管理委員会、聖籠町監査委員及び聖籠町農業委員会(以下これらを「執行機関等」という。)に、議長が文書で報告するものとする。
- 3 前項の規定により執行機関等に報告された要望等については執行機関等からの回答を付し、執行機関に報告されなかった要望等はその理由を付して、意見交換会の内容とともにその概要を聖籠町議会広報、聖籠町ホームページ等により公表するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、 議長が別に定める。

附則

(施行期日)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

## 実 施 要 請 書

年 月 日

聖籠町議会議長 様

団 体 名 代表者住所

氏 名 ⑩

電話番号

下記のとおり、意見交換会の実施を要請します。

第	実施日時	年	月	月 ( )	時	分から	時	分まで
1 希								
望	実施場所	電話番号						
第	実施日時	年	В	日()	時	分から	時	分まで
2		+	Л	Η ( )	нД.	77 17 19	н/1	カよく
希	実施場所							
望		電話番号						
·		(具体的に	記入し	てください)				
意見交換の内容								
参加人数				人				
備	考							

<sup>※</sup>実施場所は町内に限るものとし、要請する団体等の責任において確保してください。

## 実施決定(却下)通知書

年 月 日

様

## 聖籠町議会議長

EI

年 月 日付けで要請のあった意見交換会の実施について、下記の とおり決定しましたので通知します。

実施決定	□下記のとおり実施を決定しました。									
及び日時	年	月	日 ( )	時	分から	時	分まで			
実施場所										
実施内容										
		下記の	理由で却下	と決定し	ました。					
却下及び理由	理由:									